

土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市補助金交付規則（平成22年規則第11条）第20条の規定に基づき、住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電システム（以下「発電システム等」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において申請書類の受付順に土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、家庭から排出される温室効果ガスの削減を図り、地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進並びに住民の環境保全意識の高揚と災害時のエネルギー確保に資することを目的とする。

(補助対象システム等)

第2条 補助金の交付の対象となる発電システム等は、次の各号に掲げる要件を全て満たしたものとする。

(1) 住宅用太陽光発電システム

- ア 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10kw未満で、増設の場合は既設分を含めて10kw未満であること
- イ リース契約によるシステムでなく、性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの
- ウ 未使用品であるもの
- エ 補助金の交付決定日以降に着工するもの
- オ その他設置に関して法令等に適合しているもの

(2) 住宅用蓄電システム

- ア 住宅用太陽光発電システムにより発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置で構成される一体の装置であり、住居部分に電力を供給するために設置する定置用リチウムイオン蓄電池で蓄電容量の合計が1kwh以上であるもの
- イ JIS規格若しくは一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの又は第三者認証機関により認証されたもの
- ウ リース契約でないこと
- エ 未使用品であるもの
- オ 補助金の交付決定日以降に着工するもの
- カ その他設置に関して法令等に適合しているもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自らが居住している市内の専用住宅又は市内に居住を予定し新築又は改築す

- る専用住宅に発電システム等を設置する個人であること
- (2) 電気事業者と電力受給契約を締結していること
 - (3) 市税等及び県税を滞納していないこと
 - (4) 土佐清水市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でないこと
 - (5) 同一の住宅において、同種の補助対象機器に係る補助金の交付を土佐清水市から受けていないこと。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、発電システム等に係る設置工事の着工前に、土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 発電システム等を設置しようとする住宅の位置図
- (3) 工事着工前の現況写真
- (4) 自己所有でない住宅に居住する者が、当該住宅に発電システム等を設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾書(任意様式)
- (5) 未使用の対象機器が設置された住宅を購入する者にあつては、設置された対象機器の写真及び未使用であることを証明する書類(任意様式)
- (6) モジュール配置図の写し
- (7) 蓄電池の仕様書の写し
- (8) 同意書(別紙)又は世帯全員が記載されている住民票の写し(申請日より3月以内に取得したもの)及び市税等並びに県税を滞納していない証明書
- (9) 本人確認書類の写し
- (10) 前各号に規定するもののほか、その他市長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書があつたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認められたときは、土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。

2 申請が不適正と判断されたときは、土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を補助対象者は、申請した補助事業の内容について変更(廃止及び中止を含む。)をする場合は、直ちに土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金計画変更(廃止)届(様式第4号。以下「変更届」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更届を受理した場合は、その内容を審査し、変更を認めるときは、土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金計画変更承認決定通知書(様式第5号)により、当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業完了後30日以内又は当該年度に属する3月20日のいずれか早い日までに土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 発電システム等の設置状況が確認できる写真(太陽電池モジュール及び蓄電設備の設置状況、インバータ、接続箱等の写真)
- (2) 発電システム等の設置費に係る領収書の写し
- (3) 電気事業者と締結した電力受給契約の内容が確認できる書類の写し
- (4) 施工業者の竣工検査の試験記録の写し
- (5) 前各号に規定するもののほか、その他市長が必要とする書類

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査及び現地確認を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金確定通知書(様式第7号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による補助金の確定を受けた補助対象者は、土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(遵守事項)

第11条 補助対象者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理をするとともに、補助金の交付目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。

(処分の承認)

第 12 条 補助対象者は、発電システム等の法定耐用年数の期間内において、当該発電システム等を処分しようとするときは、あらかじめ土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金事業により取得した財産の処分に関する承認申請書（様式第 9 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し)

第 13 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき
- (3) 別表 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるとき
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても適用されるものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、前条に規定する補助金の交付決定を取り消したときは、補助対象者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 補助対象者は、前項の規定により返還を命じられたときは、市長が命じた日の翌日から 30 日以内に当該補助金を返還しなければならない。

(情報の公開)

第 15 条 市長は、補助事業に関して、土佐清水市情報公開条例（平成 11 年 3 月 30 日条例第 2 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 7 条の規定による不開示情報以外の情報は、原則として開示するものとする。

(協力)

第 16 条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供、その他の協力を求めることができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助対象システム	補助金額	補助限度額
住宅用太陽光発電システム	最大出力×4万円	20万円
住宅用蓄電システム	蓄電容量×4万円	40万円

備考 住宅用太陽光発電システムは、電気事業者との契約の際の最大出力値、住宅用蓄電システムは蓄電容量（それぞれ単位はkw又はkwhで表示するものとし、小数点第3位以下を切り捨てた数値とする。）を乗じて得た額とする。なお、その他の国の補助金等の収入額を控除した額とし、この場合において算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

別表2（第13条関係）

- 1 暴力団（土佐清水市暴力団排除条例（平成22年12月24日条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「県暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 県暴排条例第18条及び第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

土佐清水市長

様

申請者 住所
氏名
電話
代理申請者 所在地
業者名
担当者
電話

土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書

土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額	金 円		
システム等設置場所	土佐清水市		
太陽電池の最大出力値	k w	蓄電システムの蓄電容量	k w h
蓄電システムの設置費	円	国その他の補助金等の収入額	円
建築区分	既存 ・ 新築等	建物所有者名	
補助対象事業期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日 年 月 日
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し 2 発電システム等を設置しようとする住宅の位置図 3 工事着工前の現況写真 4 自己所有でない住宅に居住する者が、当該住宅に発電システム等を設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾書（任意様式） 5 未使用の対象機器が設置された住宅を購入するものにあつては、設置された対象機器の写真及び未使用であることを証明する書類（任意様式） 6 モジュール配置図の写し 7 蓄電池の仕様書の写し 8 同意書（別紙）又は世帯全員が記載されている住民票の写し（申請日より3月以内に取得したもの）及び市税等（国保税を含む。）並びに県税を滞納していない証明書 9 本人確認書類の写し 10 その他市長が必要と認める書類 		

同意書

土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第5条にかかる確認同意書

1 市税等を滞納していないことを証する書類について

下記事項に同意する場合は、市税等を滞納していないことを証する書類を添付する必要はありません。

市長が、市税等の納付状況を確認することに同意します。

は い ・ い い え

「いいえ」を選んだ方は、市税等を滞納していないことを証する書類を添付して下さい。

2 世帯全員が記載された住民票の写しについて

下記事項に同意する場合は、住民票の写しを添付する必要はありません。

市長が、住民基本台帳に基づく記録を確認することに同意します。

は い ・ い い え

「いいえ」を選んだ方は、世帯全員が記載された住民票の写しを添付して下さい。

上記 1 ・ 2 の内容に同意します。(同意する項目の番号に○を記載してください。)

年 月 日

申請者氏名

印

様式第2号（第6条関係）

土清市発第 号
年 月 日

申請者氏名 様

土佐清水市長 ㊟

土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交付決定番号 第 号

2 補助金交付決定額 金 円

様式第3号（第6条関係）

土清市発第 号
年 月 日

申請者氏名 様

土佐清水市長

土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書については、下記の理由により不交付となりましたので、土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき通知します。

理由：

年 月 日

土佐清水市長

様

申請者 住所
氏名
電話
代理申請者 所在地
業者名
担当者
電話

土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金計画変更（廃止）届

年 月 日付の土清市発第 号で交付の決定を受けた土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金事業の内容を変更したいので、土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

1 変更計画の内容

変更区分	当初計画内容	変更計画内容
1 システム等の変更		
2 補助申請の廃止		
3 事業期間の変更		
4 その他		

※変更区分の番号に○を記入してください。

2 計画変更の理由

様式第 5 号（第 7 条関係）

土清市発第 号
年 月 日

申請者氏名 様

土佐清水市長

㊟

土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金計画変更承認決定通知書

年 月 日付で計画変更（廃止）届のありました土佐清水市住宅用太陽光
発電システム等設置費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたの
で通知します。

記

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 既補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金変更交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 変更内容 | | |

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

土佐清水市長

様

申請者 住所
氏名
電話
代理申請者 所在地
業者名
担当者
電話

土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金実績報告書

土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり実績報告書を提出します。

記

交付決定額	金 円		
システム等設置場所	土佐清水市		
太陽電池の最大出力値	k w	蓄電システムの蓄電容量	k w h
蓄電システムの設置費	円	国その他の補助金等の収入額	円
施工期間	着手 年 月 日	完了	年 月 日
添付書類	1 発電システム等の設置状況が確認できる写真（太陽電池モジュール及び蓄電設備の設置状況、接続箱等の写真） 2 発電システム等の設置に係る領収書 3 一般電気事業者と締結した電力受給契約の写し 4 施工業者の竣工検査試験記録の写し 5 その他市長が必要と認める書類		

様式第7号（第9条関係）

土清市発第 号
年 月 日

申請者氏名 様

土佐清水市長 ㊟

土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金については、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

土佐清水市長

様

申請者住所
氏名
電話

土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付請求書

年 月 日付の土清市発第 号で補助金確定通知のありました土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金について、土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

上記の補助金は、次の金融機関の口座に振り込んでください。

1	フリガナ		
	口座の名義		
2	金融機関名	銀行 ()	支店 出張所
3	口座の種類及び番号	普通・当座	番号

年 月 日

土佐清水市長

様

申請者住所
氏名
電話

土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金事業により
取得した財産の処分に関する承認申請書

土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第12条の規定により、
下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

- 1 交付決定番号 第 号
- 2 処分の方法 該当する項目を○で囲むこと。
売却 譲渡 交換 貸与 担保 廃棄 その他（ ）
- 3 処分の時期 年 月 日から
（ 年 月 日まで）
- 4 処分による収益額 金 円
- 5 処分の理由
- 6 処分の条件
処分により収益がある場合は、その額を記載し返還すること。

年 月 日

課長 様

市 民 課 長

市税等完納状況の調査について（照会）

土佐清水市補助金交付規則第4条第1項第1号の規定に基づき、下記申請者の市税等納付状況について御回答くださいますようお願いいたします。

なお、本照会については、申請者から同意書の提出があることを申し添えます。

記

補助事業名	土佐清水市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金事業
-------	----------------------------

申請者住所	土佐清水市
フリガナ	
申請者氏名	

調査項目	滞納の有無・該当なし
	有 ・ 無 ・ 該当なし
	有 ・ 無 ・ 該当なし
	有 ・ 無 ・ 該当なし
	有 ・ 無 ・ 該当なし
	有 ・ 無 ・ 該当なし
	有 ・ 無 ・ 該当なし

年 月 日

課長